

## 豊中市文化財保存事業費補助金交付要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に存する文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）又は大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）に基づく指定を受けた文化財の保存に資するため、文化財の所有者又は保持者若しくは保存を目的とする団体に対する文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助対象事業及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付対象となる文化財保存事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものであって、国庫補助対象事業または大阪府補助金交付対象事業の決定を受けたものとする。

- (1) 建造物の修理及び防災
- (2) 美術工芸品の修理及び防災
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の標識、説明版、境界杭、囲さくの設置及び防災
- (4) 史跡の環境整備
- (5) その他教育長が必要と認める保存事業

2 補助金の額は、補助対象経費（国庫補助対象事業については国庫補助基本額から国庫補助金及び大阪府補助金を控除した額、大阪府補助金交付対象事業については大阪府補助金を控除した額とする。）の 2 分の 1 以内とする。ただし、教育長が特に必要と認める補助事業については、この限りではない。

(交付の申込)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市文化財保存事業費補助金交付申込書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第 4 条 教育長は、前条の規定による補助金の交付申込があったときは、当該申込に係る書類および必要に応じて行う現地調査等によりその可否を審査し、交付すべきものとしたときは、豊中市文化財保存事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付すものとする。
- 3 前項の補助金の交付の決定は、毎年度の予算の範囲内において行うものとする。

(補助事業の変更の承認等)

第5条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊中市文化財保存事業変更届(様式第3号)を教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は延期しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと認められるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を教育長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、豊中市文化財保存事業完了報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて速やかに教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 教育長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書の書類の審査を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を豊中市文化財保存事業費補助金額確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた時は、速やかに教育長に対し、請求書により補助金を請求しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 教育長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第4条の規定による交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

- (4) 偽りその他不正な方法により補助金等の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 教育長は補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取り消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

- 第 11 条 補助金の交付を受けた者は、第 9 条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の加算金又は延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(付 則)

この要綱は、平成 4 年(1992 年)4 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から実施する。

(付 則)

この要綱は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から実施する。

(付 則)

この要綱は、令和 3 年(2021 年)10 月 1 日から実施する。